

社会福祉法人美照福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美照福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、役員の業務に関してこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、理事は非常勤理事及び監事は非常勤監事という。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、各号の報酬総額とは、役員としての報酬の総額であり、職員を兼務する者の職員としての報酬を含まない。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- (2) この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬」に定める額とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員の通勤手当支給基準に準じる。ただし、この法人職員を兼務している常勤役員に対しては、職員としての通勤手当支給基準を適用するものとし、重複して支給しない。
- 3 役員及び評議員には、その職務の執行にあたって実施する出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、職員旅費規程に従って旅費として支給することができる。ただし、この法人職員を兼務している役員(評議員は、職員を兼務できないため除く)に対しては、職員としての旅費規程を適用するものとし、重複して支給しない。
- 4 前項前段にかかわらず、非常勤役員及び評議員が会議等に出席した時の旅費は、別表5「非常勤役員及び評議員の会議等出席往復旅費」に定める額を往復の旅費として支給するものとする。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月10日に支払うものとする。な

- お、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、就任後、すみやかに支払うものとする。
 - 3 役員及び評議員の報酬で、年額で定めるものは、1年未満を1年に切り上げて計算する。
 - 4 役員及び評議員の報酬で、月額で定めるものは、次の各号を始めとして、職員の基本給の例に準じて計算する。
 - (1) 離職した時は、その日までの現月の実日数を基礎とした日割りにより計算する。
 - (2) 死亡した時は、1か月未満を1か月に切り上げて計算する。
 - 5 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
この規程の制定により平成28年4月1日に制定した「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する

別表1 (常勤役員の報酬)

1 職員を兼務しない常勤役員

- (1) この法人職員を兼務しない常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を支給する。

役 職 名	報酬の額
常勤理事長	0円
常勤理事	0円
常勤監事	0円

- (2) この法人職員を兼務しない常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める常勤役員としての退職手当を支給する。

役 職 名	退職手当の額
常勤役員	0円×別表2による支給率

2 職員を兼務する常勤役員

- (1) この法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、職員給与に加えて、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を支給する。

役職名	月 額
-----	-----

常勤理事長	0円
常勤理事	0円
常勤監事	0円

別表2

在 職 年 数	支 給 率
10年未満	ゼロ
20年未満	5
30年未満	10
30年以上	15

別表3（非常勤役員の報酬）

1 年額

この法職員を兼務しない非常勤役員に対しては、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を支給する。

役 職 名	報酬の額
理事（常勤を除く）	年額 0円
監事	年額 0円

ただし、この法人職員を兼務し、職員給与を支給している職員については、上記の役員報酬を重複して支給しない。

2 日額

上記1で役員報酬を支給する非常勤職員が、終日（概ね1日に6時間を超える長時間）にわたって業務を実施した場合は、その日数に応じて、次の表の左欄に掲げる役職の区分に応じ、当該右欄に定める役員報酬を上記1に加えて支給する。

役 職 名	報酬の額
理事（常勤を除く）	日額 0円
監事	日額 0円

別表4（評議員の報酬）

1 年額

評議員に対しては、次の表の評議員報酬を支給する。

役 職 名	報酬の額
評議員	年額 0円

2 日額

評議員が、終日（概ね1日に6時間を超える長時間）にわたって業務を実施した場合は、その日数に応じて次の表の評議員報酬を、上記1に加えて支給する。

役 職 名	報酬の額
評議員	日額 0円

別表5（非常勤役員及び評議員の会議等出席往復旅費）

役 職 名	旅費の額
非常勤役員及び評議員	1回 3,000円

ただし、この法人職員を兼務し、職員給与を支給している職員については、上記の旅費を重複して支給しない。